

## 近世期～明治初期、北海道・樺太・千島の 海で操業した紀州漁民・商人

神奈川大学経済学部 教授 田島 佳也

### はじめに

2014年11月1日(土)に、第27回日本福祉大学知多半島総合研究所主催の歴史・民俗部研究集会の第2部で行われた講演内容の概要で、演題は上記に掲げた。演題は拙著『近世北海道漁業と海産物流通』(清文堂 2014年)の第1～3章の内容で、課題は紀州の一漁民から房総や東北、さらには松前・蝦夷地(北海道)まで出漁して商人・漁業経営者に、さらに不詳だが鉱山経営にまで転進していった栖原角兵衛家の事績である。その後の知り得た事実を若干付け加えて紹介した。

さて、栖原角兵衛に代表的な紀州漁民とその活動を、知多半島の出稼ぎ漁民のそれと比較検討を行うことで出漁漁民の特質を把握するのがこのシンポジウムの目的で、私の援護報告者は日本福祉大学知多半島総合研究所の高部淑子教授である。「知多半島の出稼ぎ漁民」について援護報告があった。

この援護報告である知多半島の出稼ぎ漁民以前に、早くも紀州から房総へ出漁して房総の干鯛を江戸へ、江戸から伊勢へ流通させた紀州漁民の活動があった。高部教授報告との関連でみると、一紀州漁民の栖原の活動も幅広いが、知多半島の出稼ぎ漁民以上に紀州漁民はさらに北上し、一部は栖原の主たる活動漁業地たる近世北海道での鯨漁業にも進出した。本報告はこの紀州漁民にルーツをもつ栖原家の松前・蝦夷地での漁業や漁獲海産物の流通を俯瞰的に報告

することで、やはり房総へ出漁した知多半島などの漁民との相違点や出漁先との関係と比較検討し、その特質を把握することにある。

### I 北海道の概況

さて、本報告は具体的には北海道・樺太・千島の海で操業した紀州の漁民や栖原角兵衛家に代表される漁業家・商人の活動の実態と特徴を通じて、近世期から明治初期までの北海道産海産物の流通の実態と特徴を明らかにすることにある。まずその前提諸条件として、近世期に紀州の漁民や商人活動の舞台となった北海道の概況を示しておきたい。

まず、①北海道地名は1869年(明治2年)8月15日の太政官布告による地名採用で決まった。②近世期には松前地(和人地=和人居住地)と蝦夷地(主に異民族のアイヌ居住地=東・西・北蝦夷地<樺太>)に分けられ(今の北海道の範囲とは一致しない)、松前藩や幕府がそこでの支配と統治を担った。③蝦夷地ではアイヌ交易のための拠点、商場が置かれ、18世紀中頃からは商場経営が商人による請負人の代行になり、それが漸次、請負人が経営する広域面的な場所(漁場)となった。やがて、そこが松前地やのちには津軽・南部などからの出稼ぎ漁民の出漁地となっていく、定住や中継の漁撈地となっていく<sup>(1)</sup>。

## (1) 紀州漁民の関東・東北・松前蝦夷地 出漁紀州栖原浦

紀州の漁民は中世末期から九州・関東に出漁し、15世紀末には銚・網の捕鯨法を壹岐や土佐・長州・肥前五島などに、16世紀末以降には鯉節製造法や掛ケ引網や八田網・鯛地曳網・八手網などの各種漁法を東北など各地に伝え、なかには出漁先へ居住する者やオーストラリア沿海へ宝貝採取に出漁者も出現した。紀伊国有田郡栖原浦の漁民・栖原角兵衛もその一人であった<sup>(2)</sup>。

栖原浦は紀伊水道沿いの湯浅湾奥に位置する。江戸時代は田畑比率1対2の畑がちの浜方で、1911年(明治44年)の耕地面積は76町9反1畝13歩である。栽培作物は不詳で、1880年(明治13年)以降に柑橘・枇杷栽培が進んだ<sup>(3)</sup>。

また、南北朝時代は湯浅水軍の拠点の一つで、村人は水練・航海術・操船術に長け、慶長年間(1596年～1615年)には土佐から薩摩まで出漁していた。また、栖原浦は「岩佐網」製網地でもあり、九州、瀬戸内海、房総にかけて販路をもった。この栖原浦は、栖原家の一族・菊池家が藩から有田沿海漁業監督者に任命されると、湯浅地域の中心漁村の役割を果たすようになり、漁民たちは外洋漁場へも進出した<sup>(4)</sup>。

## (2) 紀州栖原浦・栖原角兵衛

栖原(北村)家の角兵衛もその一員で、初代栖原角兵衛が房総に出漁し、以後、昭和期まで12代にわたって漁場を求めて太平洋沿岸を東北、松前・蝦夷地まで出かけ、さらに樺太・千島まで北上した。

この間に、大坂や江戸・大畑・松前で薪炭・材木問屋や松前物問屋も兼営し、事業を海運業や鉱山業、樺太や択捉島、得撫島

での鮭鱒人工孵化業にまで拡げた。同家の仔細な活動を知るまとまった史料などはないが、以下、同家の事跡を跡付けることで、一海民出の商人の活動実態と特徴をみていきたい。

なお、初代栖原角兵衛(茂俊)は1619年(元和5年)、19歳の時、紀伊国有田郡吉川村から同郡栖原浦に転住し、網元で漁商稼ぎの角十郎家の躰養子になり、当主は代々角兵衛を名乗り、屋号・栖原を通称した。「北村」姓は先祖が摂津国川辺郡北村郷を領していたことに基づくという<sup>(5)</sup>。

## II 栖原家の東漸と諸稼ぎ

### (1) 栖原浦から房総進出へ

栖原家は元和(1615年～1624年)末年、栖原浦や近隣浦の海民を編成し房総へ出漁した。そして、その近海で鯛漁業を始め、上総国天羽郡萩生村を拠点に外房や内房の浦浜に漁場を拡大した<sup>(6)</sup>。

この間に陸奥国牡鹿郡萩浜漁場へも断続的に出漁した。ここは水深深いリアス式海岸で、鮭・鱈・海豚建切網漁の好漁場<sup>(7)</sup>で、明治になると、北海道と東京を結ぶ日本郵船会社の船舶航路の中継地にもなっている<sup>(8)</sup>。

萩生村では鯛桂網漁を操業した。1743年(寛保3年)当時の萩生村浜方は家が37軒、人口が200人、小漁舟が17艘の小村である。1792年(寛政4年)の例では、鯛桂網運上金額は浦役の約2.8倍の永10貫文で高額であった。ここでの鯛桂網を、栖原家のはちに萩生村の名主・三郎左衛門に漁職を譲るまで、運上金7貫500文で請負操業した。その漁職を栖原家は寛永初期に手放したが、漁業差配人になって竹岡・萩生・金谷3か村の運上金を正徳年間

(1711年～1716年)まで上納し、関係を保ち続けた<sup>(9)</sup>。

## (2) 進出の契機と郷党

**房総進出の先達** 房総進出の契機は、先駆者の同郷の須原屋(北畠・北圃)茂兵衛と菊池(垣内)太郎兵衛(了入)が房総出漁していたこととも関係あろう。

須原屋は、元禄年間(1688年～1704年)以降幕末まで、江戸書物仲間筆頭の書肆で薬種問屋も兼業し、のちに絵具・染草・薬種、砂糖を扱う江戸十組問屋の河内屋孫左衛門店を輩出した<sup>(10)</sup>。この須原屋も出漁先の上総国夷隅郡小浜村の宿の女性を娶り、万治年間(1658年～1661年)に地曳網漁業を行った。

一方、菊池家(「垣内網」)も、網元・魚商として1600年(慶長5年)以前から駿河湾に、のちには房総に出漁し、元禄・享保期(1688年～1736年)になると、安房国長狭郡天津・浜荻・内浦の徴税請負人となり、数代にわたって安房国安房郡塩見村地域で操業した。下総国海上郡飯岡や常陸国那珂浦の漁場も開拓し、1719年(享保4年)には江戸茅場町に干鰯問屋「須原屋三九郎店」も開設するにいたった<sup>(11)</sup>。

この須原屋4代、5代、8代は菊池家からの養子で、須原屋と菊池家は縁戚関係にあり、栖原家もこの須原屋・菊池家両家の指導や融資で房総へ出漁した。栖原家も、のちにこの両家と親戚関係を結び、その支援で江戸へ転進を図った<sup>(12)</sup>。

**江戸での薪炭・材木問屋の開業** 1688年(元禄元年)になると、栖原家2代目角兵衛は江戸鉄砲洲本湊町に薪炭問屋を、深川木場に材木問屋を開業し、1700年(元禄13年)には深川の埋立て湿地に木材置場

を造成した。3代目になると、薪炭・材木業を重点事業とし、以後、宝暦年間(1751年～1764年)に陸奥国南部下北の大畑に支店を開設するまでに発展する。

栖原家の出身地・紀伊国は「木の国」ともいわれるように、薪炭・材木業が盛んで、所伝では紀伊国屋文左衛門も紀州熊野の出とも、一説には同郷の湯浅別所の出といわれる<sup>(13)</sup>。その関係もあったか、その中で事業新規参入であった。また、何よりも房総における鰯漁業とその加工のための干鰯・粕製造に燃料の薪炭が欠かせず、栖原家がこの売買にも早くから関与していた蓋然性が高い。栖原家よりも早く、元禄以前から幕命によって房総産薪炭の江戸城納入や輸送に従事し、かつ房総に出漁していた同郷の菊池家の材木業進出も、この点から肯ける<sup>(14)</sup>。正徳年間(1711年～1716年)以後、栖原家は外房・内房漁業から撤退し、宝暦年間(1751年～1764年)までに薪炭・材木業経営で資本を蓄積していった。

**共同経営方式「仲間商売」** 江戸転進後は共同経営方式を採用し、江戸に薪炭・材木問屋を開設し、元禄年間(1688年～1704年)以来1791年(寛政3年)正月まで同郷の新川勘右衛門(薪炭・材木問屋、醤油醸造業者)と共同経営をした。この新川家は栖原家3代目角兵衛の先妻・菊の実家で、栖原家躍進に尽力した<sup>(15)</sup>。

栖原家は他に、紀州藩湯浅組の大庄屋・飯沼家や紀伊国有田郡広浦の浜口儀兵衛(梧陵)などとも取引関係を結んだ。特に、この浜口家は下総国海上郡銚子や江戸に家業の醤油醸造業を進出させ、(株)ヤマサ醤油の基礎を築いた家である。儀兵衛と栖原家5代目角兵衛とは「互に将来の大成を約」した仲であったともいう<sup>(16)</sup>。栖原家は縁

戚や郷党の名望家、豪商、富家を通じて自店運営と経営拡張の資金を調達し、その関わりは栖原家事業の終焉まで続く。

**南部下北への進出一大畑店開店** 栖原家は5代目角兵衛（茂勝）の時に南部下北の大畑に支店を開業し、山林伐採業も手掛けた。大畑では、先達の材木商・飛驒屋武川久兵衛（飛驒国益田郡下呂郷出身）<sup>(17)</sup>や陸奥国下北郡佐井湊の仕込問屋・金丸三左衛門<sup>(18)</sup>と取引し、手船や雇船で材木の江戸・大坂への廻漕・販売も行った。

この飛驒屋は1700年（元禄13年）大畑に開店後、南部山や秋田山を請負伐採し、江戸や北陸筋へ材木輸送販売を行っていたが、栖原家はこの飛驒屋の大畑進出を援護し、進出後も融資元や借金の請人として後援し、材木も取引した。扱った材木は、主に遠距離輸送に効率の良い家財用としての寸甫や角材・板木・樽木（薄板と思われる）、帆柱材であった<sup>(19)</sup>。

その取引は、1702年（元禄15年）に飛驒屋が渡道して松前で海産物・材木問屋を開店した後まで続く。飛驒屋自身も松前藩に対する貸付金を抵当に、1774年（安永3年）以降、東蝦夷地の有珠山・沙流・久寿里・厚岸、西蝦夷地の石狩・夕張・手塩などの蝦夷地山を請け負い、蝦夷松を独占的に伐採した。だが、この事業は当時、藩財政が窮乏していた松前藩への融資の見返りに推進されたものであった。しかもその融資の多くは栖原家からの又貸しによるもので、飛驒屋の松前藩貸付額は1774年（安永3年）には8183両にも達した<sup>(20)</sup>。栖原家も飛驒屋が伐採した蝦夷松の江戸廻漕と売捌きにあたった。

ところで、松前藩への貸付金を抵当に飛驒屋も1774年（安永3年）以降、絵鞆・

厚岸・霧多布・国後・石狩の諸場所を請け負い、漁業も手がけるが、1789年（寛政元年）の国後場所アイヌ蜂起で請負人を罷免された。罷免時、栖原家はその請負場所の一部を引き継ぎ、飛驒屋との関係は後まで続いた<sup>(21)</sup>。

金丸家も佐井湊を拠点に山師や漁民・諸職人に仕込みをし、その対価に材木や漁獲物、その他に米・酒などの日用雑貨品を手広く扱っていた。さらに在地の船大工を編成して造船も手掛け、箱館や松前の商人とも手広く商売していた地場問屋である。栖原家は18世紀末からこの金丸家とも取引をし、自家経営の傘下へ編成しているものと推測される<sup>(22)</sup>。

ともあれ、栖原家は飛驒屋や金丸家などの取引を通じて資本蓄積を増大させ、南部藩の禁止令で南部山が1760年（宝暦10年）以降、総留山（禁伐山）になると、1783年（天明3年）に大畑店を閉鎖し、松前に転出した。注目すべきは、転出前の1781年（天明元年）に南部藩の特権商人、陸奥国閉伊郡吉里吉里湊の前川善兵衛に替わり、陸奥国釜石浦徴税請負人にもなったことである。

というのも、当時、南部藩では漁獲物のうち鮭・熨斗・鮪・鰯・棒鱈・干鱈とその加工品を「七色役」に指定し、その他領移出高の10分の1（「釜石十分一役」）を公課としていたが、小川孫兵衛編著『大官職記』によると、1788年（天明8年）まで栖原家は「釜石十分一役所」のその徴税事務も勤めていたからである。ただ、釜石浦との関わりやそこでの徴税請負人になった経緯は、現在のところ全くわからない。当時、陸奥国閉伊郡釜石浦は鰯粕や塩の製造が盛んで、栖原家はこれらの事業に関与し、

薪炭の売込や鰯粕取引も行ってた可能性が高い。徴税請負人を辞めた後の寛政年間（1789年～1801年）まで、栖原家の持船の山王丸が江戸・蝦夷地間の取引に当浦を中継港として関わっていたのも、栖原家が蝦夷地や太平洋岸東北諸浦の産物取引に、この釜石浦を利用していたからで、栖原家が利用した太平洋岸の中継諸浦は他にもあったことを窺わせる<sup>(23)</sup>。

それはともかく、栖原家と飛騨屋の関係は緊密であった。飛騨屋の蝦夷地撤退に伴う残務整理もあって、その関係は罷免後まで続く。

### III 栖原店の松前進出と漁場経営

#### (1) 松前店開設の経緯と松前城下問屋工藤忠兵衛

大畑店の閉鎖・撤退に先立って、栖原家5代目角兵衛（茂勝）は1765年（明和2年）に渡道した。これは松前出店に向けた事前調査的渡道で、ようやく1785年（天明5年）に松前藩城下小松前町に、薪炭・材木問屋兼松前物問屋「栖原屋」を開店した。

当時、未だ未開の地であった津軽海峡を越えた松前・蝦夷地出店は厳しい経営的判断だったに違いない。というのも、松前藩は当時、ほとんど農業も発展しておらず、松前藩は場所請負人からの運上金収入と湊出入の物資や船舶から徴収する沖の口役銭などに藩財政を頼っていたからで、しかもその経済は、藩保護下の近江商人が牛耳り、栖原家の新規参入も困難であった。

しかし、松前にはすでに取引相手の飛騨屋が進出しており、この飛騨屋を通じて松前出店を実現させた。その実現は当時の松前藩の事情にもよる。

飛騨屋に多大の負債を負っていた松前藩

に、1783年（天明3年）～1787年（天明7年）の天明飢饉が打撃を与え、極度の財政難に陥らせたからである。藩はその打開策に飛騨屋に金主の紹介を頼み、1784年（天明4年）に栖原家が紹介され<sup>(24)</sup>、栖原家はこれを機に松前藩と関係を築き、出店した。

栖原家も蝦夷地に豊富な蝦夷檜に目をつけていた。栖原家が1820年（文政3年）から東蝦夷地沙流山の伐採と材木売捌きを手掛け、第一次蝦夷地幕府直轄時代【1799年（寛政11年）～1821年（文政4年）】、箱館奉行から「売出金高の内三分一」を手数料として下賦された<sup>(25)</sup>ことから、それは窺える。

もう一点は、栖原家が開店の際、すぐに松前物問屋を併設したが、それは宝暦年間（1751年～1764年）頃からの飛騨屋を介しての松前・蝦夷地産海産物の取引にも関与していた経験に基づく。栖原家は有望な漁業資源に目をつけ、先祖以来の漁業経営や漁獲物取引の知見・経験を役立たせようとしたのであろう。その経験は1786年（天明6年）以降、栖原家の西蝦夷地天塩場所などの場所請負漁業で生かされている。

ところで、栖原家は松前店開店に江戸店の資金700両を投資し、235両で松前城下問屋・工藤（蓬莱屋）忠兵衛から地所を購入した<sup>(26)</sup>。浪川健治の研究によれば、この工藤家は松前藩政初期から、城下松前に手船や家蔵、船着場、広い浜を所持する松前商人で、1712年（正徳2年）には津軽藩から松前屋敷や長屋を預託され、松前藩と津軽藩、さらに北奥諸藩との間にあって藩御用やアイヌ交易品の仕入れと売却を行ってきた特権商人である。松前藩に関わる商人としては数少ない非近江商人系の商人であった。もともと松前問屋とは船宿的

機能や純商業的機能を持ち、場所請負制が成立してからは断宿機能ももつようになった問屋のことで、この断宿とは場所請負人が場所請負を出願するときに藩規に従い、保証人になった問屋を指す。請負人の運上金納入に連帯責任を負わされたので、対価として請負人の場所産物（アイス交易品や漁獲物）や場所送付仕込品の輸送・売買を独占的に管掌した。工藤家が飛驒屋の請負場所の断宿を勤めてきた関係を見ると、工藤家からの地所購入も栖原家・飛驒屋・工藤家三者の取引関係連鎖から実現したものであったろう。

この工藤家も栖原家がのち 1786 年（天明 6 年）と 1787 年（天明 7 年）に天塩場所と留萌場所を請け負うと、その「宿」になる。この関係からみると、近江商人が支配的な松前藩経済のなかにあって、非近江商人系の栖原家・飛驒屋・工藤家の 3 者は商売上、緊密に団結していたと考えられる<sup>(27)</sup>。

## （2）蝦夷地での場所請負と漁場経営

「場所請負」とは、江戸期、松前三湊（福山＝松前、江差、箱館＝函館）に出店した商人が藩士知行地、藩主直領地である蝦夷地の「場所」（漁場）を運上金と引き換えに請け負うことである。もともとこの「場所」は「商場」ともいわれ、ここに商船が派遣され、対アイヌ交易が行われた。もっとも、江差商人の請負場所は積丹半島以南の、比較的和人地に近い場所の請負が多かったが、「商場」が商人の請負交易で変質した。商人が対アイヌ交易のための運上屋やその他に漁撈設備（番屋・納屋）、生産手段（網・船・加工具）を「場所」に漸次設置し、送り込んだシャモ（日本人）漁夫（支配人や番人・雇人）やアイヌ漁夫を

使い、漁業も行うようになったからである。

栖原家も同様で、6 代目角兵衛（茂則）以降は松前店を統括店として請負場所の漁場経営に参入した。請負地では鯨・鮭・鮑・海鼠・昆布の各種漁業に従事し、漁獲物の本州への輸送・販売を図った。そしてさらに経営規模を拡大し、1790 年（寛政 2 年）に松前藩の樺太開発と場所開設に伴って、栖原家は大坂商人・小山権兵衛と組んで場所を請け負った松前藩士・板垣豊四郎に融資し、幕府にも働きかけ、蝦夷地経営へ喰い込んだ<sup>(28)</sup>。1799 年（寛政 11 年）、ロシアの南下とこれに対する松前藩の防御策に危機を感じた幕府が東蝦夷地と樺太を上地し直捌をすると、栖原家は用達に任命された。そして蝦夷地や本州の産物輸送やその販売に従事し、幕命で樺太の久春古丹（大泊、サハリン州コルサコフ）と宗谷の間に 500 石以上の帆船 2 艘を就航させて定期航路を開設し、松前と陸奥三厩の間にも定期航路を開いた。

文化期（1804 年～1818 年）以降の幕府や 1821 年（文政 4 年）復領後の松前藩のもとで、年を追って石狩【13 場所の内、トクヒラ・ハッシャフ・下ユウバリ・シママップ・上ツイシカリ。請負期間 1806 年（文化 3 年）～1815 年（文化 12 年）】、北蝦夷地【1809 年（文化 6 年）～1875 年（明治 8 年）】。なお 1809 年～1869 年まで樺太を北蝦夷地と呼称】、根室【1816 年（文化 13 年）～1817 年（文化 14 年）】、厚岸【1827 年（文政 10 年）～1832 年（天保 3 年）】、択捉【1841 年（天保 12 年）～1869 年（明治 2 年）】、山越内【1852 年（嘉永 5 年）～1864 年（元治元年）】の各場所を栖原家は追加して請け負った。山越内を除く請負場所はいずれも蝦夷地の奥地にあった。栖原家の請負場

所数の全容は知りえないが、「財産並出納等概調書」によると、明治10年代の栖原家の漁撈設備は漁場105か所、干場69か所、三半船などの漁船494艘、建網158統、鯨釜411枚（箇とも）に及ぶ<sup>(29)</sup>。

こうした請負場所内の留萌場所では、安政年間(1854年～1860年)以降になると、2、300人ほどの追鯨漁民（鯨を追い求めて、遠く蝦夷地に出漁する道南松前地の出稼ぎ漁民。入漁料として漁獲量の10分の2を請負人に納めたことから、二八取りともいわれた）が流入するようになった。だが、栖原家請負場所では追鯨漁民の流入が少ない。漁撈は栖原家が送り込んだ少数のシャモ漁夫の指揮のもと、アイヌの労働力に依存し、留萌場所では1863年（文久3年）年以降の漁獲鯨高は年平均1万石以上になった。その他の場所はほぼ3000～4000石であった。1854年（安政元年）当時、蝦夷地における一場所平均産出高は3571石で、それからみると栖原家は平均的漁獲高をあげていたといえる。北蝦夷地場所や択捉場所の漁獲はほとんどがアイヌ漁夫の使役にに基づいたが、追鯨漁民入漁の留萌・苫前・天塩の各場所では漁獲高の83%強が彼らの操業に依った。しかも彼ら追鯨漁民は、栖原家に入漁料の納入以外の漁獲物も一切他売りが禁じられた。栖原家による独占的強制買占め（追鯨漁民の場所流通過程からの遮断）で、操業地で漁獲物の買上げ価格が支配されたのである。これらの点が栖原家の操業場所を特徴づけた。

### (3) アイヌとの交易と不等価交換

栖原家は漁業経営だけではなく、場所に居住するアイヌとの交易も松前藩に代行して行った。というのも、もともとアイヌ交

易は松前氏が豊臣・徳川両政権から蝦夷地の支配権＝対アイヌ交易独占権として認められたもので、これに基づいて場所が藩主直領地や上級藩士の宛行地となり、ここで交易が行われたからである。

貞享年間（1684年～1688年）には藩士・工藤瀬兵衛の知行地だった留萌場所は1779年（安永8年）から藩主直領地となり、派遣商船による交易が行われた。交易品は熊皮・熊胆・狐皮・貂皮・膾膾膾皮・海豹皮・獺皮・鷹羽（「軽物」という）などや煎海鼠・鮑・昆布（海産物）などで、他に中国の山丹地方や北蝦夷地経由の中国産絹織物や十徳（蝦夷錦、檻褸錦ともいう）などの軽物もあった。これらは藩の直接買上げ品で、幕府献上品や諸藩贈答品に用いられた<sup>(30)</sup>。

1854年（安政元年）当時、苫前場所には20軒、男女合わせて109人のアイヌが住んでいた<sup>(31)</sup>が、1857年（安政4年）箱館奉行の一行とともに蝦夷地を査察した玉虫左太夫の『入北記』<sup>(32)</sup>によると、彼らアイヌは栖原家配下の漁夫に使役されていたが、「自分稼ぎ」として春は鯨漁、夏は海鼠漁や昆布漁に従事し、漁閑期には軽物を得るために狩猟も行ってた。この時期、アイヌは漁場における漁撈労働の酷使によって狩猟も困難になっていたが、「自分稼ぎニテ取揚タル熬海鼠、昆布」はもちろん、収穫物すべてが松前藩規により「運上屋へ買入れ、別段代料を相渡ス」定めとなっていた。つまり、収穫物売買に関して、アイヌは栖原家との取引に限定されており、しかもその代料は、苫前場所では次のように公定されていた。

交易品調

一、煎海鼠	四百ニ付	玄米八升
(略)		
一、昆布	八把ニ付	同断
一、大穴熊胆	一ツニ付	同八升十俵
一、同皮	一枚ニ付	同貳俵半
(略)		」

(玉虫左太夫『入北記』)

交易品に対する代料は濁酒・清酒・煙草あるいは幕末には時々貨幣で支払われたこともあったが、ほとんどはここにみるように玄米による支払いであった。それも「四斗入れ一俵ニ付、代造米八升入れ五俵替え」というように、4斗入れ米俵ではなく、米穀詰替えによる蝦夷俵、つまり、8升入れ米俵＝蝦夷俵による交換が基準とされた。

これが如何に不等価交換であったかは、次の経緯からも窺える。蝦夷俵1俵は最初2斗入れが寛文年間(1661年～1673年)に7、8升入れになったが、例えば、熊皮1枚＝2斗入れ蝦夷俵1俵が、8升入れ蝦夷俵1俵となったように、容量の如何を問わず、先の2斗入れも、この度の8升入れも同じ1俵として欺瞞的に取引された。この不等価交換が1669年(寛文9年)のシャクシャイン蜂起の一因に繋がり、蜂起鎮圧後の18世紀に米俵が全くこの8升入れ蝦夷俵に固定されたという経緯からも、それはわかる。時には、アイヌからの物品買上値段がシャモからのそれに比して約3分の1に押さえられたこともある。交易公定価額は場所によっても異なった。

場所での実際の交易は、軽物御用を司る藩の水上輸送の監督者兼統轄者である上乘役が場所に派遣されるまで、栖原家の場所支配人が交易価額に即して代行した。した

がって、栖原家はこの交易からほとんど利益を得ることができなかつたと思われるが、この蝦夷俵を栖原家が雇アイヌ漁夫の給料支払いに用いて利益を得た。苫前場所ではアイヌの給料が「八升入れ二十五俵、二十俵、十五俵、十俵」と、仕事の役割によって支払われている。栖原家の雇シャモ漁夫の給料がわからず、両者の給料比較はできないが、雇アイヌ漁夫の給料が如何に低かつたかは、明治以前のアイヌのそれがシャモ漁夫の約15分の1位であったことからわかる<sup>(33)</sup>。栖原家の資本はこうした機巧をもつ場所経営からも蓄積されたのである。

#### (4) 共同請負人・伊達林右衛門

場所での漁業経営、アイヌ交易では栖原家単独の請負は少なく、伊達林右衛門との共同請負が多い。栖原家請負場所のうち、伊達家との共同請負場所は高田屋嘉兵衛・亀屋武兵衛も加わった根室場所を含めて北蝦夷地・択捉・山越内の各場所である。1869年(明治2年)の場所請負制廃止後、宗谷・枝幸などの漁場も新たに加え、それは長い場所で1876年(明治9年)まで継続した。この伊達家も松前の富商で、かつ場所請負人である。出身地は陸奥国伊達郡貝田村で、1793年(寛政5年)に初代林右衛門が本家の両替商・伊達浅之助家の支店「伊達屋」を松前城下に開店してから、5代にわたり増毛・浜益などの場所を請け負い、栖原家と共同で江差に「源太夫町」を造成し、1854年(安政元年)には松前藩の勘定奉行にも就任した<sup>(34)</sup>。

栖原家がこの伊達家と共同で場所請負するに至った事情は、次の事情によろう。第一次蝦夷地幕府直轄時代【1799年(寛政11年)～1821年(文政4年)】、蝦夷地産物

直捌や抜荷防止、産物の販売利益増収を図るために、幕府は箱館をはじめ諸国要地に「箱館産物会所」を設置したが、その時、箱館で栖原家と伊達家が用達に抜擢された。ここで両家は交誼を結んだのであろう<sup>(35)</sup>。

では何故、栖原家と伊達家は抜擢されたか。栖原家に関しては本国の紀州藩の意向が働いたのではないか。伊達家については、本家浅之助家が「私家業躰之儀は諸家様御替御金談御用達相勤」<sup>(36)</sup>める両替商であったことによろう。この時、栖原家は江戸で産物方用達に抜擢され、伊達家本家は用達に登用されていない。だが、第二次蝦夷地幕府直轄時代【1855年(安政2年)～1867年(慶応3年)】の「箱館産物会所」再設置時に江戸で金方用達に伊達家が登用されている<sup>(37)</sup>。伊達家との結合は伊達家本家の資金力に期待したからで、蝦夷地での不漁続きの文化・文政期(1804年～1830年)、伊達家本家が松前の伊達家に「壹万三千両」<sup>(38)</sup>を融資していたという事実も感知していたに違いない。漁業経営に莫大な資金を要した当時、運営費用の軽減や危険負担の分散だけでなく、資金の調達のうちからも、栖原家が伊達家の存在に注目したのは当然で、ましてや伊達家との共同請負場所は蝦夷地奥地にあり、運上金を含め場所の運営費用が嵩んだことが推測される。伊達家にとっても、本州各地に支店・販売網をもつ栖原家と組むことは不利益ではなかったはずである。

実際、栖原家は松前物の販売強化に1843年(天保14年)大坂博撈町に支店を、1856年(安政3年)江戸日本橋に支店を開設した。ともあれ伊達家と栖原家との信頼と連携は強固で、伊達家は後に漁場設備一切を栖原家に託し、利益の一部授受契

約のもと北蝦夷地場所と択捉場所から退き、1870年(明治3年)には全漁場を栖原家に依託し、漁業経営から完全に撤退した<sup>(39)</sup>。

#### IV スワラノチウ(栖原の星)と幕府・諸藩の北蝦夷地警衛

##### (1) 北蝦夷地場所と山丹交易

栖原家の漁場のなかで最大規模の漁場は、伊達家との共同請負の北蝦夷地(樺太)場所であり、栖原家のここでのアイヌ漁夫を使った漁撈活動は無視しえない。

1799年(寛政11年)、幕府は東蝦夷地と北蝦夷地を直轄し、8年後の1807年(文化4年)3月、松前・蝦夷地全島を直轄地にした。栖原家は1809年(文化6年)、早速、伊達家と共同で北蝦夷地(文化6年6月、樺太と改称)場所を請け負う。といっても、この年、北蝦夷地自体、ようやく間宮林蔵の探検によって島であることがわかったに過ぎず、未だ全容不明の土地であった。その時の栖原家請負場所は北蝦夷地南岸アニワ湾近辺に集中し、漁場は運上屋の置かれた久春古丹を中心にアニワ湾西方コンブイから東方オマンベツまで(漁場32か所)、西海岸のそれはノタサンから北のハイカラムシに及び(漁場16か所)、計48か所を数えた。西海岸の西富内には大番家が置かれ、操業を統括した。この請負場所範囲は明治初期まで変わらない。安政年間(1854年～1860年)以降、この請負場所より奥地が幕府直捌になり、越後国蒲原郡井栗村・大庄屋松川弁之助が一時、奥地の新規物産や漁獲物の差配方に任命されたが、その差配の失敗から栖原家が取捌を行うようになった<sup>(40)</sup>。

この北蝦夷地場所経営は伊達家との松前での共同店で統括・運営され、1821年(文

政4年)から1832年(天保3年)までは両家共同の北帳場が経営を取り仕切った。翌年からは栖原家と伊達家のそれぞれの松前店に北帳場が置かれ、2年隔番で運営され、両家からの北帳場への派遣帳役(各1名)が会計事務・監査を行った。取引は栖原茂八と伊達庄兵衛の両名が担当し、利益は両家折半であった<sup>(41)</sup>。

北帳場では幕府とアイヌや山丹(靺)人との軽物や山丹交易品も間接的に管掌した(中継交易)。というのは、幕府が1792年(寛政3年)、これまでの宗谷場所で行っていた山丹交易を独占するために、ノトロ岬自主に直営の山丹交易会所を新たに建てたからである<sup>(42)</sup>。当時、樺太にはアイヌの他にニクブン、スメレンクル、オロコロなどの少数民族が住み、交易は本来、自主会所以外では禁止であったが、幕府役人の不在期には彼らが山丹交易品を運上屋に持ち込むこともあり、栖原家が米・酒・煙草などとそれを交換し、自主会所に届けることもあったからである<sup>(43)</sup>。

## (2) アイヌのクンチとスワラノチウ

栖原家は北蝦夷地に資本を投下し、数多い漁場に漁撈施設を備えた。1854年(安政元年)、その設備は漁撈用家蔵248棟、漁船289艘である<sup>(44)</sup>。漁撈は栖原・伊達両家から派遣された若干のシャモ漁夫を除くと、すべて樺太アイヌの使役によってまかなわれた。1856年(安政3年)、北蝦夷地を廻浦し、そのアイヌの使役状況を具に実地見聞した松浦武四郎はアニワ湾西岸ブチに至った際、次のように記している<sup>(45)</sup>。

ブチ 小川

砂利浜。此処も近年迄鯡番屋有。また夷

人小屋も有しが今はなし。(中略)何れも前に云ごとくトマリヨナイエイ引揚られ、此処には腐朽せし家材までもなし。実に数百人の苛責は奸商壻人の奢りなるに、妻は夫を捨、夫は妻を棄、子は親を捨、親は子の顔をも見る事を得ず、六親眷属分散して日々の食さえも思ふまゝに喰せず、産れてより三日か四日の赤子は懐に抱て重荷を担はせられ、児は餓て啼を母は其片手にてたゞき、番人共に叱役せらるゝ様、身にかへ思ひ廻さば戦慄する事のみなり。(中略)場所ゝにて夷人の番人に苛責せらるを見ては、見る度に我が性命も畏縮する様に思ふ(中略)夷人の使ひ方には恐れしに、其は此東場所のこと、別て北地にては東場所に十倍の非道の使ひ方有をや(略)

つまり、アイヌは「番人共に叱役」され、栖原家の漁撈に強制徴用(クンチ)されたのである。その結果、アイヌコタンの破壊や家族離散が生起し、それは北地ほど激烈だった。

運上屋のある栖原家の中心漁場久春古丹でも、アイヌ漁夫が多数強制的に徴用された。

(略)其使ひ方前に比すればまた甚だしくなりし也と。二月三月鯡漁業の始の頃は、随分二三度は腕に一杯の飯を与え、四月五月に及びても夕方には腕に一杯づゝ飯を遣したりけるか、当年承りけるに、四月鯡の取れ候後は一度の介抱も無由なり。我らには鯡のみを喰せて稼候様番人等申付し。皆怒り居たりける。扱、当所介抱を段々悪敷致せしと云は、當時の通辞・清兵衛なる由なるが、此者の申には、蝦夷等は三人や五人は打殺し侯共

何の子細もなしと語りしとかや。(略)<sup>(46)</sup>

武四郎が指摘するように、アイヌに対して向けられた栖原家の雇った番人・通辞の恣意が露骨に発揮され、アイヌの扱いは苛酷を極めた。特に、通辞・清兵衛の振舞いは1789年(寛政元年)、国後で起きたアイヌ蜂起の直接の原因となった支配人・番人などのアイヌに対する日常的な強迫や示威を彷彿とさせる<sup>(47)</sup>。栖原家漁場ではアイヌ蜂起の教訓は生かされておらず、松前藩も幕府もそれを黙認・助長したといっ

### (3) アイヌの働哭と栖原家の資産形成

アイヌのこうした有様は場所請負制下の場所では一般的であったが、漁業の最盛期になると、栖原家の漁場ではアイヌは次のように使役された。すなわち、「アイヌを昼夜の別なく働かせ、秋の日がとっぷり暮れて、東の空に宵の明星がきらきら光る頃、(中略)夜の九時頃(中略)になってやっと休めの号令がかかって、夕食にありつくことができた」<sup>(48)</sup>。アイヌはこの宵の明星をスワラノチウ(「栖原の星」と呼び、明星の輝きによる「休めの号令」、終業、夕食を待ち望んだという。スワラノチウとは、アイヌにとって悪者の象徴=オンネパシクル(黒色の大鳥、老獺な鳥)であり、支給の食も貧しい食事であった。

武四郎が「知床日誌」<sup>(49)</sup>(1858年(安政5年))にも記したように、漁場にクンチされたアイヌは「働稼のなる間は五年十年の間も故郷に帰る事成難く、又夫婦にて彼地へ遣らるゝ時は、其夫は遠き漁場へ遣し、妻は会所また番屋等へ置いて、番人稼人(皆和人也)の慰み者としられ、何時迄も隔置れ、

それをいなめば辛き目に逢ふが故只泣々日を送る」状況にあった。これは栖原家の他漁場でも同様で、アイヌにとって、スワラノチウとはクンチからの解放を願い働哭し、身内を思い、望郷の涙に光った怨嗟の星であった。

アイヌの人口も、かかる労働のもとで確実に減少し、栖原家の留萌・苫前・天塩・北蝦夷地の各請負場所では1822年(文政5年)にそれぞれ472人、211人、418人、2571人いたアイヌが、33年後の1854年(安政元年)には、北蝦夷地場所を除いて、ほぼ半減した<sup>(50)</sup>。この事実は、アイヌ使役の苛酷さを明示する以外の何ものでもないだろう。

アイヌのクンチに基づく漁業経営で、栖原家はどの程度の利益をあげたか。伊達家との共同帳場(北帳場)の決算では、1822年(文政4年)から1834年(天保5年)までに、栖原家は29万9544両2分余の利益を上げた。年によって、計上利益が1000両を割ることも、5000両を突破することもあったが、栖原家は概ね年間2、3000両の利益をあげている<sup>(51)</sup>。契約で栖原家と伊達家が利益をそれぞれ折半した。栖原家は蝦夷地の漁業経営で、天保年間(1830年~1844年)には伊達家と共に、今や資産額1、2万両をもつ松前城下第3位の分限者にのし上がっている<sup>(52)</sup>。樺太漁場喪失後の1891年(明治24年)・1892年(明治25年)頃でさえ、栖原家の備蓄資産は蝦夷地だけでも80万円に及んだ<sup>(53)</sup>。1875年(明治8年)の樺太・千島交換条約によって樺太から撤退し、経営難から漁場はすべて三井物産会社に移管された。加えて、栖原家所有の運送船分が11万6700円余あった<sup>(54)</sup>。その他に、郷里・

栖原村をはじめ近村の有田郡宮原村や日高郡湯川村・丹生村に、田畑・山林・宅地を10町3反8畝歩（約10.3ha）余、地価にして4413円余を所有していた<sup>(55)</sup>。栖原家が凋落の道を歩み始めたこの時期であっても、これら諸々のものを加算し、さらに現在明らかでない各地支店の総資産を加えると、栖原家は優に100万円をこえる資産を所有していたらしい。1878年（明治11年）の大蔵省による地方別富民調査でも栖原家は和歌山県下の富民の1人で、その資産規模は単独で私立銀行を設立できるほどであったという<sup>(56)</sup>。経営絶頂期の栖原家の資産規模の巨大さが思い知らされる。

#### （4）栖原家と幕府・諸藩との関係

栖原家が多額の資産形成をなしたの、その一つの条件として、松前藩・幕府・紀州藩などの後ろ楯があったことを見落とすわけにはいかない。このことは、樺太アイヌに対して行っていた栖原家の雇い漁夫の威嚇、強迫、仕打ちを、多額の運上金収納を目的に許容してきた松前藩や幕府の黙視、ないしは無改善によく示されているといえよう。

とくに幕府は、ロシアの南下策に対する危機感と警戒、その対応としての寛政年間（1789年～1801年）以来の北蝦夷地警衛とアイヌの撫育を推進したにも拘わらず、アイヌの生活の改善には努力しなかったといえる。確かに、自主に山丹交易会所を建て、当時、山丹人との交易によって生じた負債によって人質や人身売買されていたアイヌの宿債を公儀費用で弁済するなど、幕府はアイヌの救済に努めてはいた<sup>(57)</sup>。しかし、肝心の漁場にクンチされたアイヌの救済については黙視した、とみてよいだろう。

う。黙視せざるをえない理由は、以下のよう幕府の対応にあったとみられる。

ロシアの南下に対する北蝦夷地警衛に関して、幕府は諸藩に警衛を命じている。管見の限りでは、文化期の会津藩【1808年（文化5年）から1か年派兵】、津軽藩【1809年（文化6年）～1815年（文化12年）】、安政年間（1854年～1860年）から明治初期にかけては越前大野藩、安房勝山藩、若狭小浜藩、下野黒羽藩、下野烏山藩、常陸笠間藩、美濃加納藩の各藩が警衛についた<sup>(58)</sup>。これらの藩はいずれも2、3万石の小藩であるが、このうち北蝦夷地西岸の鶴城を拠点とした大野藩を除くと、他の藩はみなタライカ湾の静香川近辺に警衛の拠点を構えた。

幕府は警衛にこれらの藩を動員したが、財政困難に直面していた勝山藩<sup>(59)</sup>、大野藩は、単に幕命に呼応するだけでなく、漁業経営も試みた。とくに大野藩は、大坂・箱館・神戸・横浜・岐阜・名古屋・福井・三国の各地に漁獲物問屋「大野屋」を開き、藩船「大野丸」を就航させ、漁獲物の販売にもあたった。

ここで注目しておきたいことは、「大野丸」が栖原家の建造中の洋型帆船（君沢型）を譲り受けたものであり、また、漁場の申請にあたって大野藩が栖原家の漁場や栖原家の使役アイヌの利用に抵触しないように気づかっていることである<sup>(60)</sup>。こうした点からみると、漁業経営にあたって、大野藩は先達の栖原家に指導を仰いだことは十分考えられる。勝山藩も例外ではなからう。また、そうでなければ両藩の警衛や漁業経営も不可能であった、と推測される。

幕末期、北蝦夷地では、栖原家の存在が単なる一商人以上のものであったことは間

違わない。それは、当地の警衛に対する幕府の次のような試案でも知りうる。

幕府が北蝦夷地を直轄地とした1855年(安政2年)以前、警衛のために松前藩は、毎年5月から7月までの短期間、勤番を久春古丹・白主に詰めさせていた。直轄後の幕府も、勤番の期間を9月まで延ばして警衛の強化を図っただけにすぎない。しかも、派遣の武士は寒さに弱く、病に倒れることが多かった。それに引き換え、栖原家の漁場では、アイヌの撫育や漁撈設備の管理のために、およそ3、40人の番人が毎年、越年・在勤していた。駐留期間も短く、寒さに弱い派遣の武士に警衛を期待できない幕府は彼ら番人に目をつけ、番人を栖原家の雇い身分のまま、在住の足輕に任命したのである。そうすると、幕府から手当を支給せずとも、番人は「山野の駆走りは勿論、楫櫓施転の業など相熟し居り、小筒も少々宛は打覚え罷在候もの共」であるため防備に役立つと、幕府は考えたからに他ならない<sup>(61)</sup>。幕府はなんと、防備さえも一請負人の栖原家に頼ったのである。幕府はこの試案を全面的に実行することができなかつたと思うが、栖原家は幕府の守備隊が撤兵したのち、番人の武装化によって自衛と防備の一翼を担ったのである<sup>(62)</sup>。こうした状況下で幕府は、久春古丹にある運上屋の支配人・清水平三郎を幕吏に抜擢し<sup>(63)</sup>、通詞ほか番人3人に帯刀を許可している<sup>(64)</sup>。また、幕府のこれらの動きに関連するのか、松前藩も、1854年(安政元年)に栖原家の松前店支配人・六右衛門を一代土籍、先手組格に登用している<sup>(65)</sup>。

北蝦夷地では、運上金の納入に加え、本来幕府が担うべき防備の役務をも、一請負人の栖原家が勤めざるをえなかつたのであ

る。裏返していえば、それは栖原家がそれを勤めることができた経験と大資力をもつということ、如実に物語るものであろう。否、それ以上に本国の紀州藩が栖原家の後ろ楯となっていたことは疑えない。というのは、栖原家の蝦夷地の経営に、紀州藩が関与していたからである。

### (5) 紀州藩の後ろ楯

1790年(寛政2年)12月4日から9日にかけて、徒党を組んだ江差村近在の百姓(漁民)「凡三千人」が、近年の松前近辺の不漁は蝦夷地における栖原家・阿部屋(村山伝兵衛)両請負人の大網使用と罾粕製造にあるとして、大網の使用禁止と両請負人の罷免を求めて、城下松前に強訴に及んだ。これに対し松前藩は、栖原家を場所請負人にしたのは藩の「勝手向」が困窮したために行った借金の引当である、とし、「右返金百姓共差出べき哉、左無く候ては彼れ紀州大納言殿御内故、江戸表において公訴に及ぶべし、是れ一大事也」と、強訴の百姓に恫喝ともいえる返答をしている。この時、飛驒屋に対して巨額の負債をもつ藩はちょうどその返済を求められて公訴中でもあり、幕府からは「ふ届の旨」伝達されていた最中であつた。藩はその対応に苦慮していたのである<sup>(66)</sup>。藩は、百姓の強訴よりもむしろ栖原家への対応に慎重であつた。それは、小藩の松前藩が栖原家の背後にいる御三家の一つ紀州藩の存在を、危惧していたからにほかならない。

その紀州藩自体、次の例にみるように、栖原家とはきわめて密着した関係にあつた。

1837年(天保8年)、北蝦夷地場所の請負年季の切替え・継続に関し、栖原家と松前藩、伊達家との間でトラブルが生じた。

トラブルの真相は不明であるが、藩役人に取り入り、北蝦夷地場所の差配方に就任した小川九兵衛（わずか1年で解任）の介入、このことに端を発した栖原家の支配人・庄兵衛と場所請負人の罷免を匂わず藩役人との確執が相乗して問題が拗れ、場所請負の継続認否に関わって、北蝦夷地場所の残り物（仕込品、漁獲物の在庫品など）の代金を、栖原家が伊達家に支払わなければならないことになった<sup>(67)</sup>。その際、栖原家は現在、「紀州家より借入金これ有り、催促方厳舗申参り候間、店引払いの覚悟」でおり、店の運営はすべて「金子ニ拘らず万事紀州家御差図次第」である<sup>(68)</sup>と、支払い遅延の申し開きをしている。この時期、栖原家では江戸店の支配人・長七が本家に無断で紀州藩江戸役所より1万両余を借財し、その返済に苦慮していたところであった<sup>(69)</sup>。しかし、結局、松前藩へ「江戸表において紀州様ヨリ御願入」れすることによって、栖原家は場所請負の継続を果たしている<sup>(70)</sup>。

紀州藩が何時頃から栖原家に関与してきたかは不明であるが、幕末には栖原家に多額の融資をし、松前藩に対し便宜を図ってやるなどして、栖原家の蝦夷地経営に関与していたのである。恐らくは、栖原家が蝦夷地で成功してから、紀州藩が実際に関与してきたと推測される。もちろん、栖原家からも積極的に紀州藩に接近したことは間違いなからう。それはともかく、他藩で営業してきた栖原家にとって、紀州藩の「御威光」は歓迎すべきものであったことは想像にかたくない。その点、こうした栖原家と異なり、多額の御用金を度々賦課された長谷川家をはじめとする松坂商人に対する紀州藩の対応はかなりきつく、異なるものがあつたといえよう<sup>(71)</sup>。

紀州藩の栖原家に対するこうした対応のあり方から想起されることは、江戸藩邸から役人を派遣し、関東出漁の自藩漁民から船役を徴収したり<sup>(72)</sup>、自藩の醤油問屋が他領で回収した代金の送金に護送の便宜を図るなど、紀州藩自体の産業・商業への関与が早くから目立つ点である<sup>(73)</sup>。紀州藩の栖原家への関わりも、この施策の延長線上にあるものと思われる。そうすると、紀州藩は陰に陽に松前藩や幕府に影響を与えずにはおこなったはずである。逆に、松前藩や幕府、特に小藩の松前藩が栖原家への対処を慎重にせざるをえなかったのは当然のことと思われる。

北蝦夷地における栖原家の経営の展開は、こうしてみると、多分にこの紀州藩の後ろ楯に支えられたものであつたといえよう。栖原家も、この紀州藩の存在を経営の展開に積極的に利用したことは疑えず、松前城下では栖原家の支配人が紀州藩の「御威光」を笠に着て行動したことが伝えられていることによってみても、それは明らかである<sup>(74)</sup>。

いずれにせよ、栖原家の蝦夷地経営に対し、紀州藩・松前藩・幕府が寄生したことは確かである。栖原家もこうした態勢を能動的・積極的に利用し、資本蓄積を果たした。こうしたあり方は、アイヌの労働力に依拠した栖原家の漁業経営、その栖原家にさらに寄生した松前藩・幕府さらに紀州藩の、構造的収奪態勢を明示するものであろう。

## V 明治初期の栖原屋の経営

### (1) 襲いかかる明治の変革の嵐

栖原家の経営にまわりついた幕府・諸藩との関係も明治になると崩壊し、栖原家も明治の変革過程に直面する。

栖原家に関係する変革だけでも、1869年（明治2年）の版籍奉還、場所請負制の廃止、これに替わる暫定措置としての「漁場持」制の施行（1876年廃止）、続く1875年（明治8年）にロシアと取り交した樺太・千島交換条約の締結と、明治政府の改革政策は立て続けに打ち出された。

当然、この激動から栖原家は無縁でありえず、多くの困難に直面した。その一つに、旧館藩（松前藩）に対する貸付金の焦げ付き<sup>(75)</sup>と、用達として箱館産物会所の運営に関わった時に貸付金の運用より生じた不足金がある<sup>(76)</sup>。前者については、1872年（明治5年）現在、5万3804両余の貸付金があったが、大蔵省の命令で、債権帳消しの憂き目にあっている。後者は、箱館産物会所が設置された東京・大阪・函館の三地で生じたもので、不足金額は1881年（明治14年）に46万5376円余にも達した。このうち、約27万円を用達が弁償することになり、栖原家は他の用達とともにそれを弁済するはめになった。つまり、明治になって、旧幕府時代に関わった公務のつけが、相次いで栖原家の肩に押し掛かってきたのである。

明治変革期の政策で栖原家に一番打撃を与えたのは、1875年（明治8年）の樺太・千島交換条約の締結で、条約締結でロシア領となった樺太から栖原家は完全撤退した。しかも、それが突然で、操業中の漁網を捨てての撤退であった。開拓使の調査官・広田千秋によると、当時、栖原家が南樺太のアニワ湾の漁場を中心に所有していた漁舎・漁網などの資産額は、久春古丹や久春内の西海岸のみで48万円、全海岸では100万円を超えたという。対する政府補償金は1万8000円に過ぎず、ロシア政

府からの補償は皆無であった<sup>(77)</sup>。

ところで、アイヌの存在を無視した日本・ロシア両国の勝手な条約締結は、栖原家配下の樺太アイヌの運命をも変えた。アニワ湾沿岸のアイヌ107戸、854人が宗谷に強制移住させられたからである。拓殖民としてのアイヌの利用を考える開拓使は、「苛酷圧政の姿に陥るべきも警邏の権威を以て」、さらに石狩沿岸の対雁へ彼らを強制移住させた<sup>(78)</sup>。条約締結は樺太アイヌの悲劇を招いた。

栖原家もこの事件で決定的な打撃を蒙った。だが、現有の大和型船10艘に加え、1875年（明治8年）に西洋型帆船・金剛丸（200トン）を購入し、1882年（明治15年）にかけて西洋型帆船6艘を買い入れ、海運業の強化を図った。1878年（明治11年）から1880年（明治13年）にかけては、択捉島チリップ硫黄山やベルタルベツ硫黄山の掘削、得撫島漁場14か所の創開を進め、経営再建に力を注いだ<sup>(79)</sup>。栖原家のこの積極経営と、1877年（明治10年）から1882年（明治15年）にかけて起きたインフレーションの進行、これに伴う北海道漁業の隆盛と漁獲物需要の増大によって、栖原家の家運は少しずつ挽回し、1882年（明治15年）の松方デフレもなんとか乗り切った。

## （2）三井物産会社の栖原家への助力

しかし、こうした努力にもかかわらず、1884年（明治17年）には、松前店の総代理人である栖原小右衛門【明治12年総代理人に就任。のち、栖原各店の総括代人にもなる。明治18年解雇。本姓田中】の経営上の失敗（内容を知りうる記録は不明）から、栖原家は巨額の負債を蒙り、経営困

難に陥った。そこで、江戸時代、ともに箱館産物会所の用達時代に関わり知り合った三井家一具体的には三井物産会社<sup>(80)</sup>一に、栖原家は所有の漁業権・漁場資産を担保にした負債の肩代わり、救済を泣訴し、三井物産会社の管理のもと、再建に向けて再出発を期した<sup>(81)</sup>。

しかし、当時の狭隘な資金流通による資金調達の困難、水揚げの停滞、漁況の不振、三井家とその他からの借入金金利の重圧（最初、三井家の金利は年利1割2分余～1割7分余と高かった）、それに加えて、1890年（明治23年）、経営に参加していた義弟・北村駒三郎の使途不明金（13,4万円）の発覚<sup>(82)</sup>など、一連の事情が重なり、経営再建は全く暗礁に乗り上げた。そこで栖原家は漁業経営の管理を三井物産会社へ移管した。それでも改善の見通しが暗く、1895年（明治28年）から三井物産会社が漁業の直営に乗り出した。

栖原家もこの間、手を拱いていたわけではない。1887年（明治20年）には、3556円余の資金を投入し、択捉島の官有鮭鱒罐詰製造所の払い下げをうけたり<sup>(83)</sup>、1890年（明治23年）には、同島に鮭鱒人工孵化場を設置したりして、新事業へも活路を見いだすべく努力している。

その一方で、栖原家は知り合いの代議士を頼り、議会への請願運動も推進した。その結果、金額の程はわからないが、1916年（大正5年）の「樺太漁場回復及損害賠償法律案」の議会通過によって、遅きに失したとはいえ、栖原家はやっと政府から補償金を得、三井物産会社に負債を返済し、漁業権の返還を実現した。そして、経営組織も合名会社栖原商店に編成替えするなどして、起死回生を図った。しかし、経営の

停滞から栖原家はついに脱皮することができなかった。

その原因の一端を考えると、1894年（明治27年）に択捉島の栖原家鱒場を視察した、三井物産会社社員・荘司平吉の報告は示唆的である。報告によると、鱒場では操業時に実に700人の漁夫が配置され、漁撈に従事し、そこでは「実際、鱒漁ニ従事セシモノ凡ソ三百五拾名ニシテ、残三百五拾名、不漁ノ場所ニ手ヲ拱シテ欠伸ト申姿ニコレ有り、此閑散ナル人夫ヲ大漁ノ場所ニ繰廻シ、緩急ヲ応援致候時ハ、今年ノ如キ三万石ノ漁事モ出来得ヘキコト、素人ノ眼中ヨリモ明白ニ候得共、栖原店当局ノ者ハ恬然顧ル所ナク、昔流ノ筆法ヲ以テ甘ンス」<sup>(84)</sup>と。つまり、漁場では、漁夫の効果的就業が行き届かず、みすみす魚群を逃していたのである。しかも、漁夫を統括すべく任務を帯び、現地へ派遣された栖原家の店員も、こうした事態に対し何の対処・改善も施してはいなかった（本部は紗那村にあった。本部が管理・指揮する漁場の範囲は内保湾から北薬取まで）。それに比べ、同島で栖原家の3分の1にも満たない漁場しかもっていない平出喜三郎は、漁夫を臨機応変に使い、9000石以上の漁獲を揚げていた。これを具に見聞した荘司は同じ報告書で、「栖原家ノ衰頹謂ハレナキニ非ル事」と指弾している。

加えて、択捉島への航海は、当時の船体構造や航海術の未熟さから、また、何よりも濃霧の発生と潮流の激しさからかなり不便であった。したがって、函館に送られる漁獲物の大半は、海上条件が良好となる翌春の輸送に廻された。そのために、漁獲物は「古物」と見なされ、低売価に甘んじなければならぬことが多く、利益幅を薄く

し、時には相場に引き合わず、損失さえ多々生じた<sup>(85)</sup>。このことも、栖原家の経営改善に結びつかなかった原因の一つであった<sup>(86)</sup>。

## おわりに

### ～忘れられた紀州海民のころ～

数々の困難な経営条件が取り巻いたとはいえ、再建に足を引っ張る身内の不祥事や合理的な経営・労務管理の不徹底にみるように、栖原家の凋落は旧態依然とした経営の体質そのものに原因したものであったろう。

しかし、栖原家の歴史をただ単に近代的経営への立ち遅れによる凋落、という一言で幕を引くわけにはいかない。これまでの代々にわたる栖原家の遺業がそれを許さないであろう。栖原家の足跡には、活路を求めて外洋に積極的に挑みかかった紀州海民の精神が連綿と脈打っている。藩領を越えた広域的な活動、新分野の事業への挑戦、他領商人との取引・共同事業などに、それは遺憾なく発揮されている。

栖原家の時々の事業・経営の仕方を一つ一つみていくと、それらは何も栖原家だけの特性ではなく、近江商人、伊勢商人、大坂商人をはじめ、各地で成功をおさめた諸々の商人にもみられる特徴でもある。例えば、呉服・太物（綿織物・麻織物）などを商う近江商人のなかにも、のちに蝦夷地の場所請負人となり、漁業経営に参加した者もいた。

だが、紀州の一海浦から出発し、自己の才覚と先見の明をもって、更に単なる漁獲物・林産物の取引だけでなく、自ら漁業・材木業など自然を相手に常に事業を企て、時には共同経営を行い、地場問屋を編成し、蝦夷地や未知の北蝦夷地、択捉島、得撫島

の海に挑んだ栖原家のような商人を、私は知らない。対明貿易や南蛮貿易の華やかな時代ならいざしらず、「鎖国」の時代、栖原家のこうした活動は、その力強さやスケールの大きさからいっても、他に例をみないであろう。海民出身の商人・栖原家は、その意味ではまったく新しいタイプの商人といえるのではないだろうか。

行動様式からみると、栖原家の活動を支えてきた進取性に富む海民の精神は、藩領という枠を窮屈なものと感じたに相違ない。事実、栖原家はその枠を乗り越えていった。果敢に未開拓地に挑戦してきた栖原家の、この精神がより自由に展開することができたならば、ひょっとすると、山丹・満州はおろかシベリア方面へ、あるいは得撫島以北の占守島まで進出したかもしれない。それほどに、栖原家に潜在する海民の魂は、極端に言えば、「鎖国」という枠さえも消し飛ばしかねない勢いをもつものであった。

しかし、この精神の発揮を手放しには礼讃できない。一步方向を間違うと、これは侵略的性格に容易に転化しかねない要素を孕んでいるからである。とくに栖原家の蝦夷地経営にみてきたように、利益至上主義に陥り、さらに藩の後ろ楯や藩との癒着が生じたりすると、そこには請負人と同じ数ほどのスワラノチウがいつでも生まれ兼ねないのである。これは海民の精神に内在する特性なのだろうか。そうではない。固有名詞としてこそ残らなかったが、アイヌ使役の軽重の差こそあれ、栖原家以外の請負場所でもそれぞれの「……ノチウ」がどこでも輝いていたからである。

アイヌの苛酷な使役は、前期的商人の経営倫理の中に潜む性格によって、当然のこととして生み出されたのであろうか。それ

とも、日本人の特性に根ざすものなのだろうか。それはともかく、こうしたことは、えてして経営を司る店とは距離的に離れた労働の現場で表出しがちである、ということも事実である。これは現代の経営体にもよくみられる現象である。そうであると、栖原家の足跡を振り返るとき、それは商業が抱える固有の問題としてだけでなく、時代を越えて、我々にこうした根源的な問題を一つ一つ明らかにすべきであると迫ってやまない。一般的な解答では済まない問題が、そこには横たわっている。

ある特定の視点からだけでなく、先祖代々培ってきた栖原家の遺業は遺業として正しく評価されなければならない、と私は思っている。しかし、それにつけても紀州を出発してから蝦夷地にいたるまでの数代の間に、栖原家が房総に出漁したときの初心を忘れ、海民の精神を変質させ、蝦夷地経営によってアイヌに悲惨な事態をもたらしたことは、アイヌから栖原家が「スワラノチウ」＝「オソネパシクル」という謗りを受けるのも免れないことであった。栖原家にとっても、また歴史上、輝かしい事跡を刻んできた海民の名誉にとっても、それは残念な対応であったというほかない。

しかし、次の点はしっかり銘記しておく必要がある。つまり、幕末、栖原家の樺太での経営と活躍は、紛れもなくロシアの南下＝外圧に対峙した幕府・諸藩の汲々とした警衛下に展開されたものであったということである。この警衛それ自体が、海禁、華夷秩序という幕藩体制国家の国家秩序のもとに遂行された異民族(アイヌ)支配、「北狄の押さえ」の上に、さらに重畳的に行われたことは間違いない。とすると、一商人として、辺境の地で警衛にも深く関わらざ

るをえなかった栖原家は、極端に言えば幕府・諸藩同様、国家秩序の維持の一端を担わされたといえるのではないだろうか。

### 注一覧

- (1) 『新撰北海道史』(第2巻通説1 北海道庁 1937年) p621～624。
- (2) 羽原又吉『日本漁業経済史』(中巻二 岩波書店 1982年(第2刷) p525、宇野脩平編著「紀州加太の史料」(第1巻Ⅲ『常民文化研究』第70) p20。
- (3) 『湯浅町史』(臨川書店、1987年) p851。
- (4) 前掲『湯浅町史』p30～35。
- (5) 羽原文庫「栖原家家譜」東京海洋大学図書館蔵。以下、断りのない限り、栖原家の事績に関してはこの史料による。前掲羽原又吉『日本漁業経済史』p525。
- (6) 前掲羽原又吉『日本漁業経済史』第20章。
- (7) 牡鹿郡狐崎「平塚家文書」(国文学研究資料館蔵)。
- (8) この航路は、江戸時代、のちの栖原家の取り扱い材木の江戸廻漕路にもなった。また1907年(明治40年)頃の荻浜は、内外水産大東捕鯨、帝国水産の各捕鯨会社の基地にもなっていた。『牡鹿郡誌』(宮城県郷土誌叢刊 臨川書店 1937年) p23～28、p298。
- (9) 前掲「栖原家家譜」、「万延二年二月 乍恐以書付奉願上候」(斉藤家文書 国立国文学研究資料館)。
- (10) 清水藤太郎『日本薬学史』(南山堂 1971年) p387～388、『日本人名事典』(2 平凡社 1979年) p260。
- (11) 前掲『湯浅町史』p856。

- (12) 前掲『湯浅町史』p849。
- (13) 南紀徳川史刊行会『南紀徳川史』(第7冊 1932年) p395~398。
- (14) 前掲『湯浅町史』p852。
- (15) 前掲『湯浅町史』p404、「栖原家過去帳」(湯浅町字栖原、栖楽寺蔵)、栖原家文書(和歌山県立図書館蔵)。
- (16) 「寛政四年子十二月一五日 乍恐以書付奉願候覚」(栖原家文書、和歌山県立図書館)。貴志康親『紀州郷土芸術家小伝(全)』(国書刊行会 1975年) p9~10、p197。
- (17) 白山友正「飛驒屋武川久兵衛年表」(『函館大学論究』第1輯 1965年) p73~82、同「飛驒屋の南部・秋田山及び松前蝦夷地山並びに場所経営」(『函館短大論叢』特集号13号 1965年)。
- (18) 「大福帳」「漁方仕入帳」(金丸家文書、下北郡佐井村教育委員会蔵)。
- (19) 『松前町史』(通説編第1巻上 1984年) p722~726。
- (20) 「安永二年九月六日 乍恐以書付奉願上候覚」、「安永三年甲午年六月 覚」(武川家文書、武川久兵衛蔵)。
- (21) 白山友正「飛驒屋の南部・秋田山及び松前蝦夷地山並びに場所経営」(『函館短大論叢』特集号13号)。
- (22) 前掲「大福帳」「漁方仕入帳」など。
- (23) 『釜石市史』(史料編1 1960年) p424~425、前掲「栖原家家譜」。
- (24) 『松前町史』(通説編第1巻上) p777。
- (25) 「文政二年卯九月五日 申渡」『綴』(羽原文庫、東京海洋大学図書館蔵)。
- (26) 「天明五巳年松前店開発之節江戸店江指下シ候書付綴」(栖原家文書、和歌山県立図書館)。
- (27) 「天明五巳年松前店開発之節江戸店江指下シ候書付綴」(栖原家文書、和歌山県立図書館)。
- (28) 白山友正『増訂 松前蝦夷地馬首請負制度の研究』(巖南堂書店 1971年) p867。
- (29) 「財産並出納等概算書」(栖原家文書、和歌山県立図書館蔵)。
- (30) 拙著 p49。
- (31) 玉虫左太夫『入北記』(北海道郷土資料刊行会 1964年)。
- (32) 榎森進『アイヌの歴史』(三省堂 1978年) p100。
- (33) 「函館商業の慣例」『函館市史』(資料編第2巻) p101。
- (34) 河野常吉編著『北海道人名字彙 下』(北海道出版企画センター 1979年) p86~89。
- (35) 「休明光記 卷之一」『新撰北海道史』(第5巻 北海道庁 1937年) p335~336。
- (36) 前掲『松前町史』(資料編第3巻) p794。
- (37) 「箱館方仮御用留」(三井文庫蔵)。
- (38) 前掲『松前町史』(資料編第3巻) p633。
- (39) 前掲『北海道人名字彙 下』p89。
- (40) 「安政四丁巳年三月御用留 自主御用所」(北海道立文書館蔵)。
- (41) 「天保六年未九月 北蝦夷地勘定帳」(栖原家文書、和歌山県立図書館蔵)。
- (42) 竹内運平『北海道史要』(北海道出版企画センター 1977年) p46。
- (43) 「蝦夷地御開拓諸書付諸伺書類」前掲『新撰北海道史』(第5巻) p1466~1469。
- (44) 勝海舟「吹塵録 下」『海舟全集』(明治百年叢書 第4巻 原書房 1968年) p389。

- (45) 『竹四郎廻浦日記』(上巻 北海道出版企画センター 1987年) p560~651。
- (46) 前掲『竹四郎廻浦日記』(上巻) p575。
- (47) 菊池勇夫「場所請負制下の和人とアイヌ」(『宮城歴史科学研究』27号 1987年) p1~7。
- (48) 知里真志保「ユーカラの人々とその生活」『知里真志保著作集』(3 平凡社 1975年)p49、本書の「東の空に」は「西の空に」の間違いか。宵の明星は東の空に出ない。なお、末岡外美夫は、スワラノチウを宵の明星といっている(末岡外美夫「旭川叢書第21巻 アイヌの星」旭川振興公社。1975年、p130~132)。スワラノチウの存在は、佐々木利和氏の御教示による。
- (49) 「多気志楼蝦夷日誌集二」(正宗敦夫他編復刻「日本古典全集」第Ⅲ期、現代思潮社、1978年) p509。ロシア人の報告によれば、アイヌがシャモの支配からの脱出を望んでいたが、アイヌとシャモのこうした関係は、決定的にアイヌ社会をシャモの漁業に従属させ、生活上不可欠とさせていたようである。また、樺太・千島交換条約締結後シャモの漁業からの引き揚げにより、樺太アイヌが飢えで苦しんでいたことも伝えている(秋月俊幸「十九世紀中葉の樺太における日本人とアイヌ人」『エルム歴史通信』第6号、1988年)。
- (50) 勝海舟「吹塵録 下」p382、p384。
- (51) 「天保六年未九月北蝦夷地勘定帳」(栖原家文書、和歌山県立図書館蔵)。
- (52) 『北海道漁業史』(北海道水産部漁業調整課 1957年) p214。
- (53) 前掲『南紀徳川史』(第7冊) p363~365。総資産とは天塩2郡・択捉4郡の干場やその他の設備、箱館店の地所・建物などを指す。
- (54) 運送船は西洋型帆船6艘、大和型船10艘で、この評価額は1885年(明治18年)前後のもの。因みに、操船要員として栖原店は船長16名、水夫191名を抱えていた(「前掲『財産並出納等概調書』)。
- (55) 「和歌山県下所有不動産調」、1891年、(三井文庫蔵)。
- (56) 朝倉孝吉『明治前期日本金融構造史』(岩波書店 1961年) p184。
- (57) 竹内運平前掲書 p68~70、「元治二丑年 山丹人渡来一件字諸呂御用所」(北海道立文書館蔵)。
- (58) 越中富山藩は1808年(文化5年)の兵計画だけで、1822年(文政4年)は、出兵そのものは行われず、命令が解除された。高瀬重雄『日本海文化の形成』(名著出版 1984年 第3編第3章)、『図類一六四』(北海道大学附属図書館北方史料室蔵)。各藩の警衛の実態については、史料の欠如から明らかでない。今後は、資料の発掘をはじめとした実態の追究が大切であろう。
- (59) 『鋸南町史』(国書刊行会 1983年) p940~949。なお、勝山藩は漁業に勝山浦の捕鯨家・醍醐新兵衛をあてている。この醍醐は、漁場開拓の可能性を視察するため、択捉島へも出かけている。
- (60) 「北蝦夷地開拓始末大概記」『大野市史』(藩政史料編2) p662~665、高瀬重雄前掲書(第3編第2章)、『福井県大野郡誌』(福井県郷土誌叢刊上巻 臨川書店 1985年復刻) p175~176。
- (61) 「蝦夷地御開拓諸御書付諸御書類」(前掲『新撰北海道史』第5巻) p1476~1477。

- (62) 前掲「栖原家家譜」。ここには幕府の守備隊の撤退後、栖原家では「使用人皆劍銃其他ノ武器ヲ整ヒテ（中略）守備警衛ノ任ニ当リ露寇ヲ撃退セシ事幾回ナリシヤヲ知ラズ」と記している。
- (63) 前掲『竹四郎廻浦日記』上巻 p564。
- (64) 「天保九年 日記」（林家文書、余市町水産博物館蔵）。
- (65) この年以降、栖原家は蝦夷地警衛に派遣され、蝦夷地を分領された諸藩、とくに仙台藩・庄内藩の用達や松前藩の沖の口役銭収納取扱方、積銭収納取扱方、箱館奉行の外国銀銭取扱方など、多くの公務を果たした。また、各地の道路開削、留萌場所の水道敷設も行った。
- (66) 「蝦夷風俗松前上蝦夷風説書」（函館市中央図書館蔵）。
- (67) 「西二月『覚』」（伊達家文書、北海道大学附属図書館北方資料室蔵）。
- (68) 「天保八年 日記」（林家文書）。
- (69) 「一〇月『（無題）』」（栖原家文書、和歌山県立図書館蔵）。包紙には「御書付写し」とある。また、文書の端裏書には「御両家様江差出候書付写」とある。
- (70) 前掲「天保八年 日記」（林家文書）。
- (71) 北島正元編『江戸商業と伊勢店』（吉川弘文館 1962年）p523～549。
- (72) 拙稿「漁村と漁業」（『日本歴史大系 3 近世』山川出版社 1988年）p727。
- (73) 前掲『湯浅町誌』p398。
- (74) 前掲「天保八年 日記」（林家文書）。
- (75) 「明治五壬申年 旧館御藩負債之儀ニ付、青森県福山御出庁所江自訴ニ及候始末并旧事務江差出候書類写 松前店」（羽原文庫、東京海洋大学図書館蔵）。
- (76) 「明治十四年九月九日 御貸付金不足弁償方之儀ニ付再歎願 綴」（羽原文庫、東京海洋大学図書館蔵）。
- (77) 前掲「栖原家家譜」。遠藤吉平「北海道並樺太ニ於ケル栖原家之事業」。
- (78) 『新撰北海道史』（第3巻 北海道庁 1937年）p682～683。
- (79) 「財産並出納等概調書」（栖原家文書、和歌山県立図書館蔵）。
- (80) 前掲「箱館方仮御用留」。三井家は、大坂で為替用達を勤めた。
- (81) 田中修「場所請負制度の解体と三井物産」（『経済論集』第8号、1959年、p80）。以下の記述は別注がない限り、この研究による。
- (82) 「十代角兵衛（寧幹）の明治三拾年五月『遺書』」（栖原家文書、和歌山県立図書館蔵）。
- (83) 「北海道庁所管千島国紗那郡紗那村鐘詰所、土地、建物、其他右ニ属スル物件払下ニ付、命令書」（函館市中央図書館蔵）。
- (84) 「明治廿七年十二月『択捉出張筆記』『栖原角兵衛一件書類』（三井文庫蔵）。
- (85) 笹森儀助『千島探検』（至言社 1977年）p65。
- (86) 時代が下った明治後期、栖原家11代目角兵衛（10代目角兵衛寧幹の嫡男辰蔵の廃嫡に伴って養子になった北村半蔵の嫡男栄助）は、神戸の乾新兵衛の娘むめと結婚した。この乾家は兵庫の酒造業者で、日露戦争時に海運業に進出し、乾汽船を創設。第一次大戦後は儲けた資金で大々的に金融業を営み、のちに神戸信託銀行設立に関わり社長に就任。栖原家はこの乾家と閨閥を結んだ。ただ後の栖原家没落を考えると、この乾家からの強力な資金援助はなかったかと推測される。現在、栄助・むめの婚姻の時期、栖

原家と乾家の関係の始まりなどは一切わからない。乾家の海運業進出には恐らく先達の栖原家が何らかの形で相談に与ったのではないかと推測される。乾家との関係の究明は今後に残された課題である。と同時に史料が残されていない栖原家の没落過程の原因を知る手掛かりを得られるかも知れない。栖原家「系図」（拙著『近世北海道漁業と海産物流通』p33）参照。『国史大事典』第1巻、吉川弘文館、1980年、p 744。『日本歴史大事典』第1巻、河出書房新社、1972年、p 408。